様式第四(第十六条関係)

備考

一　立木竹等に固定させる場合にあっては、地上一五〇㎝以上の場所で固定させること。

二　支柱を用いる場合にあっては、支柱の地上部分の長さは八〇㎝以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。

三　制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。

指定猟法禁止区域　Designated Way of Hunting Prohibited Area

※指定猟法の例

鉛製散弾の使用禁止　No Hunting with Lead Shot

四　制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。

五　既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。